

特定非営利活動法人島本町体育協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人島本町体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府三島郡島本町に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域住民全てに対して体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図りスポーツ振興に関する事業を行い、健康で明るい住民の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表2号、4号を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 各種スポーツ教室・大会の企画運営事業
- ③ スポーツ施設管理運営事業
- ④ スポーツに関する啓発情報提供事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の種別とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とする。

(1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人または団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、正会員の申し込みについては正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

会員が、次の各号の該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
- (2) 監事 2人

(選 任)

第13条 役員は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 1人以上

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会長以外の役員は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命をうけて会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

6 監事は、次に掲げる職務を行なう

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第19条 この法人は、理事会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項であるため、理事会から付託された事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員はその議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4) 審議事項及び決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) その他総会の議決を要しない業務に関する事項
- (開 催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第35条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資 産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第38条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経営の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)。

第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第44条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第7章 事務局

(設 置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務所を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任命する。

(書類及び帳簿の備え置き)

第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定されている書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において正会員の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 大阪府知事による認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(名 称)

島本町

第9章 雑則

(公 告)

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、事故その他やむを得ない事由によって当該ホームページに掲載して公告をすることができない場合は、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委 任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員

	個人	入会金	0 円	年会費	5, 0 0 0 円
	団体	入会金	0 円	年会費	1 0, 0 0 0 円
(2)	賛助会員				
	個人	入会金	2, 0 0 0 円	年会費	3, 0 0 0 円
	団体	入会金	2, 0 0 0 円	年会費	1 口 3, 0 0 0 円